

「相続支援コンサルティングの知識と実務」正誤表

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

※本テキスト内の以下内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

NO.	該当ページ等	【修正後】	【修正前】
1	P.50 18行目	被相続人の 最後の住所地	被相続人が死亡した地
2	P.98 3行目	証人2名 以上 の立会いのもと	公証人は、証人2名の立会いのもと
3	P.181 管理处分不適格財産 ※右記赤字部分が抜けております	<p>地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員（（1）において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ワ及び次号へにおいて「暴力団員等」という。）</p> <p>(2) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者</p> <p>(3) 法人で暴力団員等を役員等（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人をいう。）とするもの</p>	⑬「地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産」
4	P.237	871	ページ左下表「毎年の税額の比較」の設立後合計額 872
5	P.262 ページ下部（2）内 3行目	財産を取得 しなければ	財産を取得しなければ
6	P.268 図9-1-6 タイトル	図9-1-6 ● 非課税限度額を算定する際の「法定相続人の数」	図9-1-6 ●賃貸住宅を贈与する場合のメリット
7	P.330 図12-1-2	受託者となれるのは「 未成年者 」以外の自然と法人。	受託者となれるのは「未成年者」「成年被後見人」「被保佐人」以外の自然と法人。
8	P.360 図13-3-4 表2段目	契約者（父）・被保険者（父）・受取人（長男）・課税（ 相続税 ）	契約者（父）・被保険者（父）・受取人（長男）・課税（所得税）
9	P.392 3列目	0.417	償却率6年目の数値が0.147と記載